第七条の次に次の一条を加える。

（特定贈与者である短期非居住贈与者等の死亡により贈与税の申告書の提出を要しない場合）

第七条の二　法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の贈与をした同項に規定する短期非居住贈与者又は当該短期非居住贈与者以外の者であつて当該贈与の日の属する年（以下この条において「適用年」という。）においてその者に対し財産の贈与をした者（以下この条において「短期非居住贈与者等」という。）が死亡（当該適用年の中途における死亡を除くものとし、その死亡の日前に法第二十八条第六項又は第七項に規定する場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の属する年の中途における死亡に限る。）をした場合には、その者が当該適用年においてその死亡した短期非居住贈与者等から贈与により取得した財産（法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。）については、法第二十八条第六項又は第七項の規定にかかわらず、同条第一項の規定は、適用しない。

第十条の二第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　租税特別措置法第七十条の六の七第一項（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の規定

第十条の二第五号中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　租税特別措置法第七十条の七の六第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）の規定

六　租税特別措置法第七十条の七の八第一項（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例）の規定

第三十二条中「次条第三項」の下に「及び第四項第二号」を加える。

第三十三条第一項中「第四項に」を「第五項に」に改め、同条第三項中「要件」の下に「の全て」を、「とき」の下に「（一般社団法人又は一般財団法人（当該贈与又は遺贈の時において次条第四項各号に掲げるものに該当するものを除く。次項において「一般社団法人等」という。）にあつては、次項各号に掲げる要件の全てを満たすときに限る。）」を加え、同項第一号ニ中「(1)に」を「(1)及び次条第三項第六号に」に改め、同項第二号中「親族等」の下に「（次項第二号において「贈与者等」という。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　贈与又は遺贈により財産を取得した一般社団法人等が、次に掲げる要件のいずれかを満たさないときは、法第六十六条第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるものとする。

一　当該贈与又は遺贈の時におけるその定款において前項第一号に規定する定め及び同項第三号に規定する定めがあること。

二　当該贈与又は遺贈前三年以内に当該一般社団法人等に係る贈与者等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益（以下この号において「特別利益」という。）を与えたことがなく、かつ、当該贈与又は遺贈の時におけるその定款において当該贈与者等に対し特別利益を与える旨の定めがないこと。

三　当該贈与又は遺贈前三年以内に国税又は地方税（地方税法第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区のこれに相当する徴収金を含む。）をいう。次条第一項第二号ロにおいて同じ。）について重加算税又は同法の規定による重加算金を課されたことがないこと。

本則に次の一条を加える。

（特定一般社団法人等の純資産額の算定等）

第三十四条　法第六十六条の二第一項に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一　被相続人（法第六十六条の二第一項に規定する被相続人をいう。以下この条において同じ。）の相続開始の時において特定一般社団法人等（法第六十六条の二第二項第三号に規定する特定一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）が有する財産（信託の受託者として有するもの及び当該被相続人から遺贈により取得したものを除く。）の価額の合計額

二　次に掲げる金額の合計額

イ　特定一般社団法人等が有する債務であつて被相続人の相続開始の際現に存するもの（確実と認められるものに限るものとし、信託の受託者として有するものを除く。）の金額

ロ　特定一般社団法人等に課される国税又は地方税であつて被相続人の相続の開始以前に納税義務が成立したもの（当該相続の開始以前に納付すべき税額が確定したもの及び当該被相続人の死亡につき課される相続税を除く。）の額

ハ　被相続人の死亡により支給する法第三条第一項第二号に掲げる給与の額

ニ　被相続人の相続開始の時における一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）に規定する基金の額

2　前項第一号の財産の価額は、被相続人の相続開始の時における時価（地上権（法第二十三条に規定する地上権をいう。）、永小作権又は定期金給付契約に関する権利にあつては、同条から法第二十五条までの規定に準じて評価した金額）により、同項第二号イの債務の金額は、その時の現況による。

3　法第六十六条の二第一項及び第二項第二号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　被相続人の配偶者

二　被相続人の三親等内の親族

三　被相続人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

四　被相続人の使用人及び使用人以外の者で当該被相続人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

五　前二号に掲げる者と生計を一にしているこれらの者の配偶者又は三親等内の親族

六　前各号に掲げる者のほか、次に掲げる法人の会社役員又は使用人である者

イ　被相続人が会社役員となつている他の法人

ロ　被相続人及び前各号に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号（定義）に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

4　法第六十六条の二第二項第一号に規定する政令で定める一般社団法人又は一般財団法人は、次に掲げるものとする。

一　公益社団法人又は公益財団法人

二　法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人

三　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社又はこれに類する会社であつて財務省令で定めるものを一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二条第四号（定義）に規定する子法人として保有することを専ら目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて財務省令で定めるもの

四　資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして財務省令で定める一般社団法人又は一般財団法人

5　法第六十六条の二第二項第一号に規定する一般社団法人等が被相続人の相続の開始前五年以内に行われた合併に係る合併法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号（吸収合併契約）に規定する吸収合併存続法人又は同法第二百五十四条第二号（新設合併契約）に規定する新設合併設立法人をいう。第七項において同じ。）である場合において、当該被相続人が当該期間内のいずれかの時において当該合併に係る被合併法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併消滅法人又は同法第二百五十四条第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。次項及び第七項において同じ。）の理事であつたときは、法第六十六条の二第一項の規定の適用については、当該被相続人は当該一般社団法人等の理事でなくなつた日から五年を経過していない者とみなす。